

問題 1. わが国の安全保障貿易管理は、リスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制、通常兵器キャッチオール規制からなっている。

問題 2. 日刊の工業新聞に次世代の高速通信技術に関する論文 α (外為令別表の 9 の項に該当する技術が含まれている。) が掲載された。東京の通信メーカー A の甲社長は、論文 α を読んで、感銘を受けたので、ブラジルにある A の関連子会社の乙社長にこの論文 α が掲載されている工業新聞を購入して、郵送する予定である。この場合、A は役務取引許可を取得する必要はない。

問題 3. 大量破壊兵器の仲介貿易取引及び積み替えに関する規制は、ワッセナー・アレンジメントの合意に基づき実施されている。

問題 4. ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム (MTCR) は、輸出令別表第 1 の 4 の項と外為令別表の 4 の項で規制が反映されている。

問題 5. 原子力供給国会合 (NSG)、オーストラリアグループ (AG)、ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム (MTCR) は大量破壊兵器の不拡散に係る国際的な輸出管理レジームとして、国際連合の機関として設立された。

問題 6. わが国は、非核三原則を国是としているため、原子力供給国会合 (NSG) には参加していないが、その他の国際的な輸出管理レジームには参加している。

問題 7. 昨年の外為法改正により、いわゆる貨物の仲介貿易取引の規制範囲は、売買のみならず貸借及び贈与に拡大されるとともに、技術の仲介取引も規制対象になった。

問題 8. 「輸出者等遵守基準を定める省令」の施行により、本邦のすべての輸出者は「輸出管理内部規程」を策定し、経済産業大臣へ届け出ることが法的に義務付けられた。

問題 9. 札幌にある A 社が製品 X をタイにある B 社に輸出するにあたり、製品 X はリスト規制該当貨物であり、個別輸出許可の取得が必要であることがわかった。A 社は、B 社との取引契約締結前に、個別輸出許可申請を行わなければならない。

問題 10. 「輸出貿易管理令の運用について」(運用通達)の規定により、個別輸出許可の取得が必要な場合は、必ず経済産業省安全保障貿易審査課に申請する。

問題 11. サウジアラビアにある国営の石油会社から輸出令別表第 1 の 3 の項に該当する熱交換器と貯蔵容器を計 10 台受注したが、生産能力の関係で、3 月、4 月、5 月の 3 回に分けて輸出する場合、たとえ契約が一つであっても、それぞれの輸出に対して個別の輸出許可が必要である。

問題 12. 一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物をドイツに輸出する案件で、その用途に核兵器等開発等以外の軍事用途の疑いがあることがわかった。この場合、一般包括輸出許可の適用は可能であるが、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告が必要である。

問題 13. リスト規制該当の貨物であっても、一契約の総価額が 5 万円以下であれば、どの地域を仕向地として輸出する場合でも輸出許可は必要ない。

問題 14. 神戸の電子機器メーカー A 社の製造部長の甲は、来日中のマレーシアの製造委託先 B 社の乙社長と大阪のホテルで待ち合わせることにしている。甲は、その際に、A 社から B 社への製造技術供与契約に基づき、外為令別表の 7 の項に該当する製造技術情報が入った USB メモリー数個を、一般包括役務取引許可を使用して、乙社長に提供する予定である。この場合、当該製造技術情報の提供を受けた乙社長が、マレーシアにこの技術情報を持ち帰る場合、特定記録媒体等輸出等許可を取得する必要がある。なお、A 社から B 社への当該製造技術の提供には、一般包括役務取引許可が適用できるものとする。

問題 15. 大阪にある大学院教授の甲は、ロンドンで行われるロボットの国際学会で、外為令別表の 2 の項に該当する技術を含む講演を行う予定である。当該国際学会は、わずかな参加費用で、不特定多数の者が参加することができる。甲は、たまたま学会の事務局から事前に送られてきた聴講希望者名簿の中に外国ユーザーリストに掲載されている企業の関係者の名前を 2 名見つけたが、講演を行うに際して、役務取引許可を取得する必要はない。

問題 16. 経済産業大臣は、輸出許可を必要とする貨物を無許可で輸出した者に対し、10 年以内の期間で、輸出禁止等の行政制裁を科することができる。

問題 17. 東京の自転車メーカー A は、リスト規制に該当しない高級自転車 10 台を上海にある日系の百貨店 B から注文を受けた。B のスポーツ部門の担当者からは、中国の富裕層の関心が高いので、早く納品して欲しいと連絡を受けた以外、特に指示はなかった。A が当該自転車を輸出する際、経済産業大臣から許可の申請すべき旨の通知（インフォーム）がなければ、キャッチオール規制の輸出許可は不要である。

問題 18. 一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、核兵器等の開発等に用いられる場合は、すべての仕向地について一般包括輸出許可は失効する。

問題 19. 輸出許可申請書の「経由地」の欄には、貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。

問題 20. 規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体は、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも 10 年間保管する必要がある。ただし、核兵器等関連貨物・技術を取り扱わない企業は、少なくとも 7 年間は保管する必要がある。

問題 21. 「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」（大臣通達）では、「出荷・輸出される貨物等が、関連書類に記載された貨物等と同一であることを確認するとともに、通関時に事故が発生した場合には、輸出管理統括部署に速やかに報告される体制を整備すること。」が求められている。

問題 2 2. 他社の製品を輸出する場合でも、該非判定の責任は外為法上、輸出者にあるので、自社で確実な該非判定が行えなければ、メーカーの該非判定書を入手し、再度、輸出者自身が該非をチェックすることが重要である。

問題 2 3. インターネットを利用した電子メールによる海外への技術の提供は、外為法の規制対象とならないので、事前に該非判定や取引審査を行うなどの内部管理は不要である。

問題 2 4. 東京にある T 大学工学部教授の甲は、実験で頻繁に使用する測定装置に慣れてもらうため、当該装置の英文の操作マニュアル（外為令別表の 2 の項に該当する技術）を来日 3 ヶ月目のシンガポール人留学生乙に貸し出す場合、研究目的であれば、役務取引許可は不要である。

問題 2 5. 台湾の顧客に輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する大型の遠心分離機 1 台を輸出許可を取得して輸出したところ、運送業者が輸送中にあやまって荷物を落としたため、当該遠心分離機の一部が破損した。顧客からのクレームを受け、至急、日本に当該遠心分離機を送り戻してもらい、修理した後、台湾の同一の顧客に当該遠心分離機を輸出する場合、輸出許可をあらためて取得する必要はない。

問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
通常兵器キャッチオール規制	通常兵器補完的輸出規制ともいう。

平成22年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(STC Associate) (第17回)

試験問題